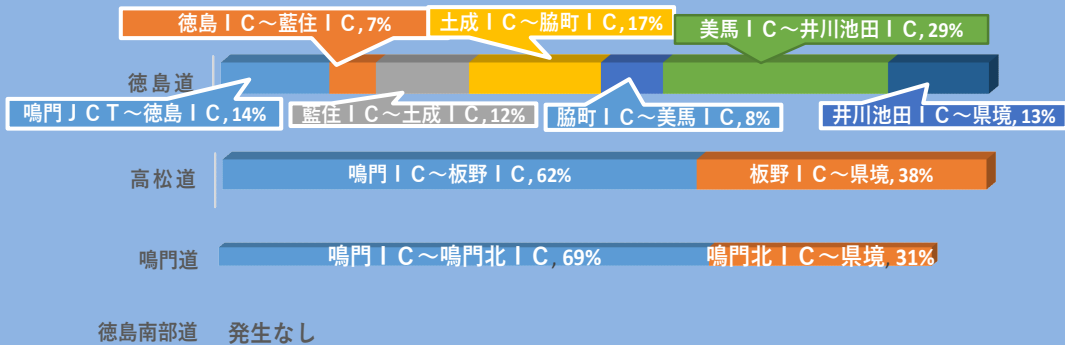


速度取締り指針

徳島県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
徳島自動車道	徳島インター ～ 井川池田インター	70km/h(一部法定速度)
高松自動車道	板野インター ～ 鳴門インター	法定速度
鳴門自動車道	鳴門インター ～ 鳴門北インター	80km/h
徳島南部自動車道	徳島沖洲インター ～ 徳島津田インター	70km/h

高速隊管内における交通事故実態



- ▼ 高速隊管内では、7月～12月に1件の人身交通事故と143件の物件交通事故が発生し、その区間別内訳は、上のグラフのとおりです。
- ▼ 徳島道は、中央分離施設やガードレール等に衝突する自損交通事故が多発しています。高速度での走行は事故の誘因となるほか、重大な結果を招くため、速度取締りを強化することで運転者に注意喚起を促し事故防止を図ることとします。
- ▼ 高松道・鳴門道は、小動物、道路工作物等と衝突する自損交通事故が過半数を占めており、片側2車線の道路で実勢速度が非常に速いことから、事故が発生すれば重大事故に発展する恐れがあり、速度取締りを強化して交通事故抑止を図ります。

★ 重点路線・重点区間以外であっても、取締りを行います。

～重大事故発生状況～

- 県内の高速道路では、令和3年中に交通死亡事故の発生は無いものの、令和元年12月に、徳島道のトンネル内で、高速度で進行する普通貨物車が対向車線にはみ出し、対向中の大型貨物車と正面衝突し、普通貨物車の乗員3名が死亡する交通事故が発生しています。

その他の交通指導取締り要点

- 各インターチェンジにおいて、シートベルト(運転席・助手席・後部席)・チャイルドシート未装着に対する交通指導取締りを強化します。
万が一の交通事故に備えて、全席シートベルト・チャイルドシートの着用をお願いします。
- 車両の故障等により、やむを得ず高速道路上で停止する際は故障車両表示板(三角表示板)を表示しなければ、故障車両表示義務違反となります。
- 片側2車線区間で追越し車線の継続的な走行は通行帯違反となります。
- あおり運転撲滅に向け、各路線において車間距離不保持、追越し違反等の交通指導取締りを強化します。